

「(仮称)文京区手話言語条例」及び「(仮称)文京区障害者による情報の取得  
及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」の基本的な考え方について

## 1 概要

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において、地域共生社会の実現のため、全て障害者は、可能な限り、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないとしている。

この趣旨を踏まえ、本区において地域共生社会の実現に取り組むためには、手話が言語であることの理解の促進及び障害者による意思疎通の促進について、基本理念や責務等を定める条例の制定が求められている。

そこで、「(仮称)文京区手話言語条例」及び「(仮称)文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定するに当たり、基本的な考え方を策定したため報告する。

## 2 検討の経過

### (1) (仮称)文京区手話言語条例

令和4年5月～令和5年8月 基本的な考え方を検討（当事者団体との意見交換を含む）

令和5年10月 第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会にて意見交換

### (2) (仮称)文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

令和5年4月～令和5年8月 基本的な考え方を検討（当事者団体との意見交換を含む）

令和5年10月 第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会にて意見交換

## 3 基本的な考え方

### (1) (仮称)文京区手話言語条例

別紙1のとおり

### (2) (仮称)文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

別紙2のとおり

## 4 今後の予定

令和5年11月 議会報告

パブリックコメント実施（令和5年11月1日～11月30日）

区民説明会の開催

令和6年2月 条例案の議会上程

4月 条例施行

## (仮称) 文京区手話言語条例の基本的な考え方

### 1 条例制定の背景・趣旨

手話は、手、指、体の動き及び顔の表情などにより視覚的に表現する言語であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても言語として位置付けられる、手話言語を必要とする者にとって生活する上で必要不可欠な意思疎通の手段である。

しかし、手話言語は、過去に使用が制約されてきた歴史があり、手話が言語として認められてこなかったことをはじめ、手話言語を獲得できなかつたこと、手話言語により学習できなかつたこと、手話言語を使用しやすい環境が整備されてこなかつたこと等により、これまで手話言語を必要とする者は必要な知識や情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

文京区は、手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する理解、手話言語の普及、手話言語の獲得及び習得、手話言語による学習並びに手話言語の使用を促進する環境の整備に取り組むことで、全ての者が支え合い、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、(仮称) 文京区手話言語条例の制定を図っていく。

### 2 目的

手話は言語であるという認識の下、手話言語に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、手話言語を必要とする者が安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

※区民：区内に住む人、働く人及び学ぶ人

※事業者：区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人

※手話言語を必要とする者：ろう者、難聴者、中途失聴者等

### 3 基本理念

- (1) 手話言語を必要とする者は、手話言語を獲得する権利、手話言語で学ぶ権利、手話言語を学ぶ権利、手話言語を使う権利及び手話言語を守る権利を有し、これらの権利は、尊重されなければならない。
- (2) 手話言語による意思疎通は、手話言語を必要とする者にとって円滑に行われなければならない。
- (3) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならない。

## 4 責務

区が行うべきこと又区民や事業者が取り組むべきことは、次のとおりである。

### (1) 区の責務

区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進するものとする。

### (2) 区民の責務

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (3) 事業者の責務

① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

② 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、手話言語を必要とする者が手話言語による意思疎通を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

## 5 施策の推進

### (1) 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

① 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

② 手話言語を必要とする者が、必要な場面において、手話言語による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策

③ 手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策

④ その他、区長が必要があると認めた施策

### (2) 切れ目のない支援

- ・ 区は、出生時からの成長段階又はその必要とする段階に応じて、手話言語を必要とする者が手話言語を獲得し、及び習得し、並びに手話言語で学習する機会を確保するよう努めるものとする。

- ・ 区は、当事者団体と連携して、手話言語を必要とする者及び当該者と日常生活を共にする者に対し、手話言語に関する情報及び学習の機会を提供するとともに、切れ目のない支援を行うための相談体制等の環境を整備するよう努めるものとする。

### (3) 福祉及び保健サービスにおける環境整備

区は、福祉及び保健に係るサービスについて、手話言語を必要とする者が手話言語を利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (4) 災害時等における措置

区は、災害その他の非常事態において、手話言語を必要とする者が手話言語で必要な情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 区は、施策の推進に当たり、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。

(6) 区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

※当事者団体：主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される団体

※障害者：障害者基本法第二条第一号に規定する障害者

## （仮称）文京区障害者による情報の取得及び利用並びに 意思疎通の促進に関する条例の基本的な考え方

### 1 条例制定の背景・趣旨

文京区は、地域社会を構成する様々な人たちが、人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、平等な立場で、社会のあらゆる分野に参画することにより、一人一人が個性豊かに生き生きと暮らせるまちを目指している。

そのため、障害者にとって、可能な限り、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることが必要であり、その必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

文京区は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が生き生きと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、（仮称）文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定を図っていく。

※障害者：障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

### 2 目的

障害者が情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることを促進するための基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

※区民：区内に住む人、働く人及び学ぶ人

※事業者：区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人

### 3 基本理念

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じて適切に選択することができなければならない。
- (2) 障害者は、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならない。
- (3) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されなければならない。

※情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段

：手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段

## 4 責務

区が行うべきこと又区民や事業者が取り組むべきことは、次のとおりである。

### (1) 区の責務

区は、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と協力し、基本理念に基づき、施策を推進するものとする。

### (2) 区民の責務

区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (3) 事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるように努めるものとする。

## 5 施策の推進

### (1) 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- ① 障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
- ② 障害者の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の普及啓発に関する施策
- ③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質向上のための施策
- ④ その他、区長が必要があると認めた施策

### (2) 区は、施策の推進に当たり、障害者基本法第十二条第三項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との整合性を図るものとする。

### (3) 区は、施策の推進、実施状況の点検及び見直しを行うに当たり、当事者団体の要望を踏まえ必要があると認めるときは、当事者団体から意見を聴取する機会を設けるものとする。

※当事者団体：主として障害者及び障害者と日常生活を共にする者等をもって構成される団体